

みえ県議会 だより

NO. 164

平成30年
(2018年)
8月1日



赤目四十八滝(名張市)

発行／三重県議会 編集／三重県議会広聴広報会議

〒514-8570 津市広明町 13

☎ 059(224) 2877 ☎ 059(229) 1931 ✉ gikaik@pref.mie.jp

🌐 <http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/>

📱 <http://www.gijiroku.jp/mie/>(スマホ版)



▲議会ホームページ



▲スマホ版議会だより

平成30年三重県議会定例会 6月定例会議 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい 三重県づくり条例」を制定

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案や、三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案などについて審議し、可決しました。

本号の主な内容

- 1面 本会議での審議結果、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の制定 ほか
- 2～3面 一般質問、用語解説 ほか
- 4面 委員会の紹介、「みえ高校生県議会」のお知らせ
三重県議会定例会 今後の日程 (予定)

本会議での審議結果

議案の概要、議員別の賛否等の状況や請願・意見書の内容などは、県議会ホームページの「本会議」からご覧いただけます。

可決した議員提出議案

- 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案
- 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案

可決した議案

- 三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案 ほか5件
- その他議案

- 工事請負契約の変更について ほか3件
- 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて ほか2件

不採択とした請願

- 次期改選までの削減を見据えた議員定数の見直しに係る検討を求めるとのことについて

可決した意見書

- ヘルプマーク等の更なる普及の推進を求める意見書

三重県議会定例会 主な開催実績

(会議の様子は、一部を除き県議会ホームページの「議会中継」からご覧いただけます。)

6月

4日 本会議

議案10件上程、議提議案1件上程

全員協議会

平成30年版成果レポート(案)について

7日 本会議

議案に関する質疑

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会

11日 本会議

一般質問(4人)

議提議案1件可決

全員協議会

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案について

※この他にも、議会運営委員会、代表者会議、議案聴取会、広聴広報会議、委員長会議など、さまざまな会議を開催しています。

13日 本会議

一般質問(6人)

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会

15日 本会議

一般質問(4人)

各常任委員会・分科会

27日 本会議

議案等の審査、所管事項の調査

予算決算常任委員会

29日 本会議

議案10件可決、議提議案1件上程・可決、

請願1件不採択、意見書案1件上程・可決、人事同意議案3件上程・同意

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい 三重県づくり条例」を制定しました

県議会では、昨年5月に特別委員会を設置し、障がい者差別の解消をめざす条例策定の必要性も含めた調査・検討を行ってきました。

条例策定の必要性が確認できたことから、同委員会では、約1年間の検討を経て、本年6月11日に、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案」を取りまとめ、同日29日の本会議に上程しました。この条例案は、同日、全会一致で可決・成立しました。

この条例は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)を実現するため、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

条例では、共生社会を実現する上での基本理念、県の責務や事業者・県民の役割、障がいを理由とする差別の禁止や差別解消のための体制、障がいの自立・社会参加の支援などを規定しており、特に、差別解消のための体制の整備については、障がい者やそのご家族、事業者などが差別事案について相談できるように、県に相談員を設置することや、相談を経て解決が困難な事案について、知事に助言・あっせん申立てをすることができるよう

こととしています。

また、障がい者が参画する協議会等の組織を活用して、障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを推進することとしています。

この条例の施行については、周知期間等を考慮して、平成30年10月1日からとしています。

この条例の施行については、周知期間等を考慮して、平成30年10月1日からとしています。また、条例の施行に向けた準備に関する規定等は平成30年6月29日から、相談員の設置や紛争解決を図る体制の整備に関する規定等は平成31年4月1日から施行することとしています。



特別委員会の様子

「三重県議会基本条例」の一部を改正しました

県議会では、昨年6月、議会改革の取り組みの一環として、「制定から10年を経過した議会基本条例について、今の時代に見合った条例改正の必要性」を検討することとし、同年9月から、議会改革推進会議内に設置された検討プロジェクト会議において、具体的な検討を進めてきました。

同会議での検討の結果、近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑みると、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する規定を議会基本条例に盛り込む必要があるとの結論に至り、パブリックコメントを経て、同条例の一部改正案を取りまとめました。

この条例改正案は、本年6月4日に、議員提出条例案として本会議に上程され、同年6月11日、全会一致で可決・成立しました。



検討プロジェクト会議の様子